

様式3 技能向上集中研修機関（C－1水準）指定申請書

西和セ217号  
令和7年3月11日

奈良県知事 殿

奈良県西和医療センター病院長 土肥 直文

技能向上集中研修機関の指定申請について

医療法（昭和23年法律第205号。）第119条の規定により、別紙のとおり申請する。

## 1. 開設者

住所 (法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな ならけんならししちじょうにしまち2ちょうめ897-5
	奈良県奈良市七条西町2丁目897-5
氏名 (法人であるときはその名称)	ふりがな ちほうどくりつぎょうせいほうじん ならけんりつびょういんきこう
	地方独立行政法人 奈良県立病院機構

## 2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな どい なおふみ
	土肥 直文
名 称	ふりがな ならけんせいわいりょうせんたー
	奈良県西和医療センター
所在の場所	ふりがな ならけんいこまぐんさんごうちょうみむろ1ちょうめ14-16
	奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16

## 3. 医療法第119条第1項の指定に係る業務の内容 (該当する条項を○で囲むこと。)

○第1号 医師法第16条の2第1項の臨床研修に係る業務

第2号 医師法第16条の11第1項の研修に係る業務

## 4. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画 (案)
- ② 医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類 (別紙1)
- ③ 医療法第119条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 (面接指導並びに休息时间確保体制が整備されていることを証する書類 (評価センターによる評価項目30から41及び49から56と一致した内容にすること))
- ④ 医療法第119条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類 (別紙2)
- ⑤ 医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 (評価センターによる評価結果の通知書)

(別紙1) 医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類

1. 医療法第119条第1項の指定に係る業務の内容(該当する条項を○で囲むこと。)

○第1号 医師法第16条の2第1項の臨床研修に係る業務

第2号 医師法第16条の11第1項の研修に係る業務

2. 当該研修において長時間の時間外労働が必要な理由

奈良県西和医療センター医師臨床研修プログラムでは、総合的な診療能力を有する医師の育成を目標とすると謳っており、実際の研修において、専門的な医療の前段階として、一次救急、二次救急の救急患者の初期診療を重要視しています。そのため実際の研修期間のなかで、研修医1人あたり500-600例の救急患者の初期対応を経験しています。また、病院全体として常勤医(80名あまり)が、同様に年4,000台以上の救急車を受け入れている他の二次救急告示病院と比較してもかなり少ないうえ、当院では重症救急患者を他の医療機関に転送する頻度が比較的少なく、入院後の手術等や入院医療の継続においても、研修医・専攻医の診療が必要になっています。また、当院の医師臨床研修プログラムの特徴として、2年目の研修で、大学病院(奈良県立医科大学)での経験を積ませており、地域医療研修や精神科研修(外部の医療機関)と合わせると、1人あたり4-6ヵ月の期間を外部医療機関での研修に充てています。そのため、2年目研修医が当院の研修から外れる期間においては、残された研修医のみで、救急診療を含む診療に従事しながら、必修診療科や選択必修診療科の研修を受けなければならない、そのような時期に月80時間を超過することがあり、結果として時間外労働時間、年960時間を超過する研修医がでることが避けられない事態となっています。

3. C-1水準を適用しても、地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提供体制に影響がない理由

西和医療センターの医師臨床研修プログラムは、上述のように、救急医療を含む総合的な診療能力を向上させることを重要視しています。救急患者の初期診療(研修医が指導医の監視のもとで患者の初期対応を行う)が研修期間中に500-600例程度経験できるということが、研修医の総合診療能力の向上につながり、研修医はこのような経験ができるプログラムに魅力を感じています。実際に、医学生の見学アンケートにおいても、当院の救急外来での研修に魅力を感じる(研修医が生き生きと現場で活躍していること)との回答が多く見られます。そのような背景があり、当院の医師臨床研修プログラムには、全国から希望者が集まるもの(1学年あたりの募集研修医数10名に対して、令和5年度採用では40名、令和6年採用では35名の医学生が応募)と考えています。研修医がプログラムの魅力と感じる「経験数」「指導

の丁寧さ」「学習の機会の多さ」を維持することによって、研修医が「医師臨床研修制度が目指す医師像」に近づくように成長し、そのようなプログラムの魅力が口コミで全国に広がることで、良い循環となり将来的にも研修医を確保することが可能であると考えています（医師臨床研修マッチングにおいて、直近7年連続フルマッチ）。

以上の理由で研修医を対象に C1 水準を申請するものであります。

添付書類：臨床研修プログラム 等

(別紙2) 医療法第119条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類  
(労働法制にかかる違反、その他の措置がないことを証する書類)

## 誓 約 書

当奈良県西和医療センターは、医療法（昭和23年法律第205号）第113条第3項第3号に規定する要件を満たしていることを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 7年 3月11日

住所（又は所在地） 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16

医療機関名及び代表者名 奈良県西和医療センター  
院長 土肥 直文